

おぢか 議会だより

第 82 号 2012. 12. 27

お餅はうまくなるめられましたか？
大きくなったら小値賀でお嫁さんになってほしいな

議会だより編集座談会	2頁
第4回定例会（条例）	4頁
補正予算（修正可決）	6頁
一般質問（5人）	8頁
常任委員会報告	13頁
熟年大学生とお茶会	14頁

発行 小値賀町議会 広報常任委員会
発行責任者 小値賀町議会議長
電話 0959-56-3111



議会だよりの編集は大変！

されどやりがいのある仕事？

編集に関しては素人の議員だけで紙面づくりを行っていますが、定例議会後、ひと息つく間もなく、広報委員は編集作業に入ります。出来るだけ読みやすい紙面、理解しやすい紙面、手に取っていただける紙面づくりのために数日間悪戦苦闘しています。出来具合はまだなのですが・・・今回は、これまでの編集作業を振り返ってみました。



【伊藤委員長】

我々は、開かれた議会、町民と共にある議会を目指しておりますが、そのための重要な役割の一つをこの議会だよりが果たしています。

出来映えにはご不満もあるところかもしれませんが、人が精一杯これまで取り組ん

組んでまいりました。広報常任委員会は2年ごとに構成メンバーが代わります。今のメンバーでの編集は、来年の3月定例会後発行が最後となります。

そこで、これまでの編集作業を振り返り、さらに議会だよりがよりよいものになるよう提言をいた

【近藤委員】

初めての広報委員になり、いい経験ができました。

主に写真を担当しましたが、なかなか動きのあ



る写真が撮れなかったことを反省しております。

特に感じたことは、編集のスピードです。「公民館だよりの編集に携わっていた経験からしても格段に速い。5人の編集委員が、いかに早く役

割を果たし、集中的かつ精力的に共同作業を頑

張っているかということだと思います。

【土川委員】

記事の締め切りがやたらと早い大変。

【近藤委員】

議員は、定例会が終わればホッと安堵するところですが、逆に広報委員は議会が終わってからが大変。1週間から2週間は議会だよりの編集に追われ、議会後も気が抜けない。

【宮崎委員】

現在の議会だよりは全



て議員で行っており、編集に業者の手を煩わせることが一切なく、印刷のガラ刷りまでパソコンで行っています。

パソコンを使った編集は限られた人に負担が多くなることになりませんが、使いこなす人が増えることで役割分担が出来て、内容もさらにグレー

ドアップすることになります。これからも編集の力をつけたいと思います。



【土川委員】

今回で2回目の広報委員でしたが、最初は全て手書きでした。

近年、パソコンを使った編集が進められ、限られた人に大きな負担をかけていることに「きのどっか」と思っております。

定例会の記事を何度も何度も読み直しながら、いつの間にか頭に入り、それが次の議員活動に繋がっていくという広報委員としての経験は貴重でした。

【立石委員】

編集には素人の議員が

最後の版下原稿まで行うのは少々難関ではあります。これを成し遂げている当委員会は胸を張っているのではないでしょう。しかも、発行が早い。



【近藤委員】

議会だよりの全国的なコンテストがあるようですが、いつかは我々も出してみたいですね。

特に定例議会終了後1週間から10日で発行している議会だよりはほとんど例を見ないでしょう。発行のスピードという点では全国でもトップではないでしょうか。

【宮崎委員】

以前にはなかったことです。近頃は「議会だよりは年々読みやすくなっ

ている。配布されるのを待っている。」との声も聞こえるようになりました。このような声を聞くのと編集作業もやりがいを感ずきます。今後とも努力を惜しまずやっていきたいと思っております。

【土川委員】

そうそう。私も町民から「議会だよりが待ち遠しい」といわれたことがあります。大変うれしいことです。これからも頑張らねばと単純に思っています。

【伊藤委員長】

そうですね。ありがたい言葉です。

議員の皆さん、町民の皆さんのおかげで2年間無事、広報委員長としての重要な役割を果たすことが出来ました。

これからの紙面づくりや企画などについての考えがある方は？

これからもがんばります。
来年もよろしくお願いします。





その他の条例変更！

- 「長崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更」については、「外国人登録法」が廃止されたことに伴う変更です。
- 町の所有する介護施設（前方郷「ふれあい館」及び大島郷「和楽苑」）の管理条例を一本化しました。
- 法律が改正されたことにより、現在の条例を廃止し、新たに災害弔慰金の支給等に関する条例を制定しました。
- 小値賀町漁民研修センターの設置及び管理に関する条例に指定管理者制度の項目を変更追加しました。
- 小値賀町町営住宅管理条例において、東北大震災被災者に町営住宅への入居制限を緩和するものです。
- 法律の改正により、廃棄物、水道事業布設工事の監督者・管理者の資格基準を定めるため、新たに条例を制定しました。
- 法律の改正により、実状に合った公共下水道の構造の技術上の基準を決めなければならことになり、今回条例で制定しました。

来年４月に設置される小値賀町福祉事務所についての事務所設置条例を制定、次のサービスが小値賀町で実施されるようになります。

- １、生活保護に関すること。
- ２、高齢者福祉に関すること。
- ３、障がい者（児）福祉に関すること。
- ４、母子・寡婦・父子福祉に関すること。
- ５、児童福祉に関すること。
- ６、民生委員・児童委員に関すること。
- ７、子育て支援に関すること。

小値賀町の新たな財産が増えました。

消防署前の船だまりを埋め立てて浮体式係船岸を設置したことによる新たな土地の場所と区域を変更しました。



敬老会

例規集の電子化などのため、いままで縦組みであったものを横組みに変えるための条例案が可決しました。

小値賀町の例規集が横組みとなり、字句等及び漢数字をアラビア数字にし、現在不要となった条例を整理するものです。

今後、電子化されパソコンで小値賀町の条例が自宅で見れるようになります。

（例規集とは：小値賀町の条例や規則などを集約したもので、3,121 ページあります。）

小値賀町議会委員会条例及び会議規則の改正。

特別委員の在任期間の明示がなかったのが、今回「委員会に付議された事件が議会で審議されている間在任する」と明示されることになりました。

また、委員の選任及び辞任するときは議会の議決ではなく議長の使命及び承認となりました。

会議規則の改正は、地方自治法の改正により本会議において公聴会の開催及び参考人の招致をすることが出来ることになったことによる改正です。

スポーツ推進委員に名称変更

今回スポーツ基本法が制定されるにあたり、小値賀町体育指導員が「スポーツ推進委員」と名称が変わります。

報酬条例に鳥獣被害対策実施隊員を追加

小値賀町の有害鳥獣対策を国庫補助事業において取組んでいく上で、「小値賀町鳥獣被害対策実施隊」を設置し、その隊員に日当などを支給する必要があるため、報酬条例の中に新たに次の条文を入れます。

小値賀町鳥獣被害対策実施隊員 日額 1,000 円

12月11日から14日までの4日間の会期で12月定例会が開催されました。主な条例は次の通りですが、議会においては、自治法の改正に伴い、参考人及び公述人の本会議出席を可能にする会議規則の変更が主なものです。また、一般会計補正予算は修正可決されました。

いよいよ来年４月から開所、福祉事務所設置条例を制定

これからネットで検索も可能に

例規集（条例集）が横書きに！



国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出それぞれ 550 万円を追加し、予算総額をそれぞれ 4 億 7190 万円に			
《主な歳入内訳》		《主な歳出内訳》	
国民健康保険税	353 万 3000 円	減額	高額療養費 550 万円
基金繰入金	1,541 万 3000 円		
繰越金	638 万円	減額	

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出それぞれ 159 万 7000 円を追加し、予算総額をそれぞれ 4309 万 7000 円に			
《主な歳入内訳》		《主な歳出内訳》	
一般会計繰入金	41 万 2000 円	健康診査費	83 万 3000 円
受託事業収入	85 万 5000 円	広域連合負担金	41 万 6000 円

簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出それぞれ 28 万 2000 円を追加し、予算総額を 8805 万 4000 円に			
《主な歳入内訳》		《主な歳出内訳》	
一般会計繰入金	28 万 2000 円	総務管理費	28 万 2000 円

下水道事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出それぞれ 68 万円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1 億 8098 万 6000 円に			
《主な歳入内訳》		《主な歳出内訳》	
一般会計繰入金	68 万円	総務管理費	68 万円

渡船事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出それぞれ 126 万 8000 円を追加し、予算総額をそれぞれ 6054 万 4000 円に			
《主な歳入内訳》		《主な歳出内訳》	
一般会計繰入金	126 万 8000 円	はまゆう運航費	19 万 7000 円
		さいかい運航費	107 万 1000 円

第2回臨時会 10月29日

平成24年度一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出それぞれ 1200 万円を追加し、予算総額を 33 億 6551 万円に			
台風 16 号による災害費が主なものです。			
《歳入補正》		《歳出補正》	
地方交付税	964 万円	総務費（台風災害）	914 万円
諸収入	236 万円	農林水産業費	236 万円
		災害復旧費	50 万円



一補正予算案に修正動議！一

多くの質疑、自由討議、活発な討論を経て修正案が可決！

平成24年度一般会計補正予算（第4号）

歳入歳出それぞれ 820 万円を追加し、予算総額が 33 億 7371 万円に

《修正の内容》

水産業振興費の内、宇久小値賀漁協本所屋上屋内止水改修工事補助金が 300 万円計上されていましたが、建物修繕費補助の前例がなく、補助ルールを整える必要があるとの判断で、全額を削除し予備費に計上する修正動議が出され、種々議論の結果、多数決で修正案が可決されました。

《修正案に反対者の意見》		《修正案に賛成者の意見》	
◎今、漁業関係は厳しい環境におかれており、漁協経営も今年11月末まで昨年比2割減収となっている。漁協本所ビルの雨漏り防止費用が嵩むことで組合員への負担が増えることになれば、漁業就業者がさらに減少する。漁業振興の観点から補助すべきだ。		◎漁業振興費補助に関しては大いに結構だが、組合の維持運営費の補助は、一定のルールが必要。補助基準の作成を終えてからでも遅くない。	
◎工事前に補助の申請があるべきだが、台風の影響もあり早急な工事になった経緯もある。このような突発的なことに臨機応変に対処できるのが、本町が合併せずにやってきたメリットだと考える。補助すべきである。		◎本町には、他の各種団体もあることから、他団体との整合性も図る必要がある。	
◎先に事業を終わらせるのではなく、今後はルール通りにやってもらいたいが、今回は台風など特別の事情もあるので、認めることには賛成する。		◎工事業費の4割補助ということだが、4割という割合の根拠はどこから来たのか。このような事案には補助の基準をまず作り、その後に公平な運用を図るべきである。	
◎事業を終わってからの補助申請による予算計上は予算の性質上問題がある。このようなケースはルール作りがまず必要で、そのための十分な議論をする必要がある。		◎事業を終わってからの補助申請による予算計上は予算の性質上問題がある。このようなケースはルール作りがまず必要で、そのための十分な議論をする必要がある。	

《主な歳入補正》

民生費負担金	112 万 6000 円	
県補助金	293 万 6000 円	減額
県委託金	420 万円	
町債	530 万円	



問	答	問	答
《その他の主な質疑》		5歳児発達支援事業の内容は？	県のモデル事業で小値賀が指定された。5歳児を検診し、発育状況を把握して対処していく事業。
しま共通地域通貨の概要説明を？	1枚千円の商品券、5千円で6枚買えるが1人当たり3万円が限度。25年度から3ヶ年の事業であり、具体的には県と関係市町で協議中。この地域通貨は観光客を対象にしたもので、商店街などで使用できることになりませんが、小値賀町民は利用できません。		

いっばんしつもん 一般質問

今回は5人の議員が登壇し、産業振興に関すること、学校校舎と教育問題、人口減少の歯止め策などについて、町の取り組みを質しました。

畜産農家の育成のため、貸付制度の見直しが出来ないか？



土川重佳議員

導入制度のあり方を含め、前向きに考えます。



何う。

小値賀町のめす牛貸付制度は、1農家当たり無利子の頭数が5頭以内となっている。

この制度を立ち上げた当時は多頭飼育農家はほとんどいなかった。

しかし、多頭飼育農家が、和牛の増頭運動の中心になってきている現在では、この制度は有効に機能していないと思われる。

小値賀町農業の中核となる畜産農家を育成していく上において、貸付制度の見直しが必要であると考え。

現在の無利子の該当頭数の枠が拡充できないか

【答】西町長
肉用牛は、本町の農業の基幹作目の一つであ

り、農業総生産額の2分の1を占め、本町農業振興を図る上で重要な役割を果たしております。町有めす牛貸付事業



牛の共進会での審査風景

は、昭和55年に基金が創設されましたが、ここ23年の利用者数については、年間6件から10件の利用にとどまり、基金残額についても、基金のほぼ半額の2690万円が残ったままになっております。

町有めす牛貸付制度の目的を達成するためには、使いづらい面があるなら、改善をし、貸付頭数の制限等も見直す必要があると思います。

全国和牛能力共進会において長崎ブランドが日本一になり、機運が盛り上がっている今をチャン

スと捉え、小値賀牛の増頭運動に力をいれていきます。

めす牛の導入事業については町有めす牛貸付事業のほかに、農協有牛導入事業、繁殖雌牛導入事業などもあります。

いずれも、町が利子補給するなどの制度としての導入事業の在り方も含め、町有めす牛貸付事業について、早急に、関係機関と協議をし有効に使えるよう前向きに考えて行きたいと思っています。



今年の共進会の表彰式

「実践型地域雇用創造事業」の目的と内容そして目標は？



伊藤忠之議員

本町の農水産業は、産物の価格不安定などにより低迷し、高齢化・後継者不足などで、商工業にも影響が及んでいる。

そのような中、地域を再生するとして、長崎県で唯一、実践型地域雇用創造事業に取り組んでいるが、内容についてどのような趣旨、目的をもって行うのか。

また、実施しようとする主な事業と効果を見込んでいるのか何う。

【答】西町長
この事業は、地域による自主性・創意工夫により、地域の雇用創造にか

「島が育む地域資源を活かした食観プロジェクト」を設立！



かる取組みを促進するための国の事業であり、「島が育む地域資源を活かした食観プロジェクト」とネーミングして、農業の六次産業化と観光業の基幹産業化を目指した提案を行い採択を受けたものです。

平成24年度から3カ年実施計画で、事業費が5,239万6000円で、100%国費であり、実施予定期間は、今年の12月から平成27年3月までとなっています。

目的は、定住化対策の基本として「働く場の確保」であり、農水産業の活力を再生し、行政と地域産業界と一体となつて

雇用を創出するものです。

事業内容は、「農産物の生産」「特産品の開発・販売」「観光」の3分野で雇用を創出するための取組みで、3年間合計で、累計41人の雇用を生み出すことを目標にしております。

【問】伊藤議員

実施期間（3年）終了後における計画はどのように考えているのか。

【答】西町長
雇用創出は基幹産業の振興によって図るべきと考え、事業終了後においても引き続き「農業の六



担い手公社による落花生の乾燥作業

次産業化と観光産業の基幹産業化を進めていきます。

更にその先に厳しい状況が続く漁業を未来につなげるため専業漁家の農業や民泊への参入など、「農漁業プラス観光ガイ

ドや民泊」等多角経営化を促す計画を予定しています。

これを提案！ここが聞きたい！

磯やけ対策は町の重要課題！



末永 一郎議員

磯やけは昭和60年代よりはじまり、現在では藻場は皆無状態となっている。

この事は、漁業にとって死活問題となっているが、漁業者のみの問題ではなく、町全体の問題と考え、漁業者及び漁協や行政が一体となって取組むべきと考える。

磯やけ対策について町長の考えを伺う。

【答】西町長

本町ばかりではなく、全国的な事として、その原因は、地球温暖化による海水温の上昇、ウニやまき貝・南方系の魚等による食害など、諸説いろ

長崎県のモデル地区として
全力で取り組みます！



いる議論されておりま

す。
本年度より「藻食性生物の駆除事業」を、県補助金等を活用し、ダイバーの協力を得て実施しております。完璧な駆除ができていないと聞いています。

議会にも参加をしていただき、国の独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所や長崎県の水産部、総合水産試験場、宇久小値賀漁協、漁協小発動連合会等多くの機関及び団体が一堂に会して「小値賀町磯やけ問題についての意見交換会」を開催しております。

知事への要望や意見交換会等を通じての感触として、25年度には、モデル地区に指定していただけるのではないかと考えております。

今後とも徹底した原因究明をした上で、漁業の町としての再生を目指して、国や県への働きかけは勿論、漁協や漁業者等の協力も得ながら、全力でその対策に取り組んでまいりたいと思います。



アマモシートの海底設置作業

人口減少の歯止め策について

具体的な取り組みは！



小辻 隆治郎議員

小値賀町は第1次産業の振興にはこれまで多額の財政を注ぎ込んできたが、人口減少に歯止めがかかっていない。将来を見据えた場合、起爆剤としての観光産業の導入が無視できないところに来ている。

これまでの人口増加策及びこれからの政策について伺う。

交流人口増大につなげるため、イベントの開催なども大いにやる必要がある。

私は、小値賀をアピールするために関係自治体を招いての「無人島サミット」を開催してはどうかという考えを持って

全ての事業が

人口減少の歯止め策！



いるが町長の所見を伺う。

【答】西町長

今、取組んでいる事業は、基本的には、すべて、人口減少歯止めを目的に推進しているところで、若者定住奨励金、結婚祝金、新規就業準備金、3人目以降の子供に対する出生祝金制度等を設けています。

雇用確保策としても、担い手公社による新規就農者育成や、補助金を活用した21世紀の漁業担い手確保事業にも取組んでおり、田舎暮らしの情報発信を都市部で行い、U・Iターンを促進するよ

うな働きかけも行っています。

人口減少を食い止めるためには、地域資源を活用した産業振興を進め、若年層や婦人層の、町内への就業機会創設を促進していきたいと考えています。そのための子育て

支援も検討を進めています。

また、離島のハンディ改善、特に交通アクセスの改善が最も重要であると考えており、今後は、改正された離島振興法の活用を図り、国県への要望等、その対応にも取り組んでいきたいと考えています。

小値賀町内でのイベントの開催は、一過性でありますので、効果的なイベントを、時間をかけて企画していく必要があると思っています。



ふるさと産業まつり&ふれあい広場



校舎建設遅れはなぜ？卒業生に最大限配慮を！



浦 英明議員

可能なかぎり、新校舎に
入れるよう努力します！



【答】浦教育長

卒業間際の生徒に対する対応については、まったく同意見であり、なんとかして新校舎に入られるようにしたいと思っています。

工事が遅れた主な原因は、岩盤の質が予想より硬く基礎工事の掘削に時間がかかり、また、雨による作業の中断や台風4号・14号・15号・16号と相次ぐ台風の接近による遅延が続いたためであり、現在急ピッチで工事を進めているところです。

舎に入れるよう役場・建設業者及び中学校とも相談したいと思っています。義務教育の考え方は、小学校と中学校に区分されており、小中学校併設についても新たな法律ができたものではなく、同じ校舎を共有した小学校と中学校の独立校という立場ですので、教職員が減らされることはありません。

【答】西町長

工期延長と違約金について、請負者契約により、請負者の責任において工事遅延であれば違約金の請求ができますが、本工事については長雨や台風によるため違約金の請求はできないものと考えます。



建設中の新校舎

小中学校の合同校舎建設工事の工期は12月3日であった。
9月の段階では2週間ほどの遅れと聞いていたが、現在は45日間の遅れに広がっている。その主な理由は何なのか伺う。
今回の校舎設計は子ども達の意見を取り入れながら本設計に活かしていくなど、新しい試みであった。そのため子ども達は校舎の完成を楽しみにしている。
特に中学3年生は、来春卒業となる。当初の計画では3学期には新校舎には入れる予定になっていたから、1学期だけでも新校舎で授業が受けら

れたはずだが、工期の遅れでそれも難しくなってきた。
設計段階にも関与して完成を楽しみにしていた分だけ落胆も大きい。子ども達が可哀想だ。
何とか少しでも新校舎で授業が受けられるよう配慮できないか。
合同校舎建設について小中学校が併設された場合、教職員が減少するとの話もあるがどうなのか伺う。
また、工事の遅れに対し、各方面への影響を考えると、工期延長による違約金の請求が必要と考えるが、違約金などの請求の考えはないか伺う。

野崎島の自然環境の悪化を懸念

現場視察や専門家へのアプローチなど多角的に検討

総務文教厚生常任委員会委員長 宮崎良保

総務文教厚生常任委員会は、本年7回開催しました。
所管する事務及び事業について調査検討してまいりました。

世界遺産登録へ向けた取り組みの状況や自然環境保護の財源確保の方法の研究、旧校舎の利活用について、協議いたしました。

また、本年実施した「出前議会」において町民の皆さんから出された意見や問題点などを一つ一つ検証し、行政に活かして参りました。

先の9月定例会以降は、決算認定特別委員会における質疑等について項目別に精査し、質問の内容や答弁の内容などを検討しました。



野崎集落周辺の荒廃状況を視察

来春の平成25年度の予算においてこのことを活かして十分な準備をしながら進めたいと思っています。



表土が流れている野崎島の一部

ます。

野崎の自然環境保全

世界遺産登録への対応と重要な文化的景観のあり方について11月25日に開催された委員会において、環境省自然保護官を招聘し、野崎島の自然環境について全委員の問題意識を共有しました。

委員と関係課長達と野崎の現状を視察しましたが、野崎島の東側につい

ては特にひどく、樹木等を含む植物の荒廃が目につき、鹿の食害による被害が拡大し、多くの表土が海へ流れ込んでおりま

した。
このままでは、藻場に

対し多大の影響が考えられます。環境省の保護官からは、100%国負担の国立公園の自然再生事業による対応策が提案されました。

ともに今必要なことに取り組んでいきたいと思っています。
来年施行される新離島振興法の目的にもあるように、島に人が住み続ける環境の保全を重要視し、小値賀島を含む大小17の島々についての環境保全に対応すべく条例の制定も含め、今後も調査研究してまいります。

全国的にもめずらしい、町の全体が国立公園となっている小値賀町の自然環境を守り、藻場再生等の水産業への貢献や、美しい自然環境を活かした体験型観光産業への後押しを進める事により、町民の安心した生活の確保のため貢献してまいります。

1年のしめくり 「議会活動白書」

活力ある議会を目指して議会改革に努めてきたこの1年を数字で振り返ってみました。「議員活動を定例会以外はなんぼしよっとかい？」の声も耳にしますので、今回議会及び議員としての活動報告をさせていただきます。

議会本会議（定例会及び臨時会）	29日	町外研修会	11日
全員協議会	32日	町内意見交換会	15日
総務文教厚生常任委員会	7日	町内行事出席	20日
産業建設常任委員会	5日	議会運営委員会その他	7日
広報常任委員会	21日	（議長としての出張や会議出席日数は省略）	
藻場再生調査特別委員会	9日	合計日数	156日

国土交通省離島振興方針策定有識者懇談会 座長の清水先生との意見交換会

11月6日夜、大変忙しい中、来島された立教大学の清水慎一先生と離島振興に関する意見交換会を行いました。先生は改正された離島振興法にそって具体的に実施する基本方針を策定するための懇談会の座長をしておられるので、国としての考え方や今後の作業手順などについて伺いながら、現場の声として島の現状と要望を伝えました。



※ 本会議の日数はあくまでも会期の日数を示したものです。定例会は1週間前に仮議案が配布され、その時点から議員は調査勉強に入りますから、この日数よりも多くの時間が割かれることとなります。

また、普段から個人としての問題意識からの調査研究時間も見えない時間としてあります。

新しい離島振興法を勉強

9月25日から11月30日まで4回に分けて離島振興法の改正についての勉強会を開きました。

離島振興法という法律は、10年ごとに見直される時限立法というもので、来年3月が現在の法律の期限切れになっています。

そこで、本年7月4日に国会では議員立法という形で、改正離島振興法を成立させ、来年4月から施行されることになりました。

この改正離島振興法のポイントや小値賀の振興策と法律の関係などを勉強することにしました。

講師には、長年全国離島センターに勤務し全国の離島に大変詳しい長崎ウエスレヤン大学教授鈴木勇次先生をお願いしました。

離島の定義や昭和28年に初めて出来た離島振興



この法律に命を吹き込むのは私たちのこれからの行動にかかっていると思います。

法の制定に尽力された民俗学者の宮本常一先生の理念から始まりました。小値賀の将来はどうありたいのか、そこに至るために自分たちが出来ること、国にやってもらわないと出来ないことをしっかりと分けて考える必要性があり、仕分けた中でこの法律をどう活かすかの姿勢が大事だとの話を伺いました。

新しい離島振興法の特徴は、島に人が住み続けられるようにしようという考えが中心にあり、そのための国の責務を明確にしたことだと言います。

熟年大学生とのお茶会は

とても楽しくなごやかに

10月23日に、古民家レストラン藤松において、公民館の企画「カフェ藤松でティタイム・特別ゲストと楽しく懇談会」と題された熟年大学受講生とのお茶会に招待されました。

このお茶会は、熟年大学生と議員との交流を通して、町議会をより身近なものとして捉え、町政への関心を高めて頂くために実施されたものです。



最初から最後まで話が尽きることはなく、皆さん笑顔で、時には高らかな笑い声も聞かれました。

話は広範囲にわたり交わされ、船やバスのダイヤや乗り降りの不便さ、町内の危険箇所、イノシシ問題、町施設の利活用、観光面の強化、空き屋などの老朽化、住宅の必要性、議会傍聴、現在工事箇所の内容など多種多様な意見・要望・質問がなされました。

また、小値賀の子ども達の気持ちよい挨拶が励みになっていること、若い独身男女を結びつける仲人・世話人役の復活な



ど、熟年大学生ならではの提言もありました。

この交流会を通して、議会は町民の代表者の集まりであること、各世代間との交流もしながら、あらゆる視点からの意見を集約し、小値賀町民はもろろん、観光客など誰もが自慢できる島にしなければならぬことを再確認しました。

楽しく充実した時間はあつという間に過ぎ、最後に記念撮影をし、お互いになごやかな気分になったお茶会でした。

再生可能エネルギーを研究

再生可能エネルギーに関する勉強会を開き研究しました。

再生可能エネルギーに関する研究の第一人者である西道弘九州工業大学名誉教授に来ていただいて風車や太陽光発電や波発電など最先端の技術について説明を受けました。さすが九州では最高位の専門家なので、ことこまかに現状を教えてくださいました。

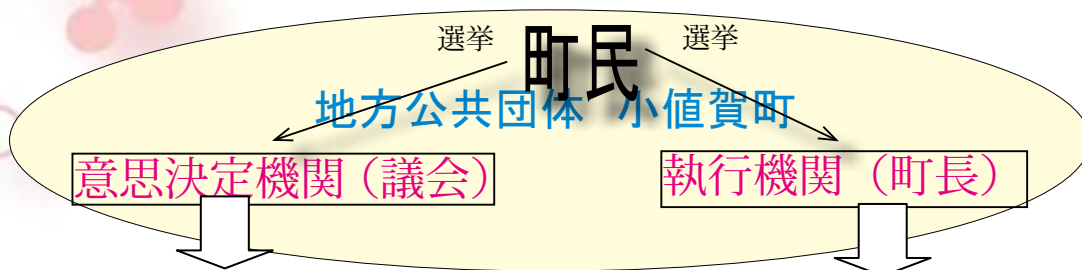


風車にもいろいろあって垂直型と水平型とで仕組みが全然違うこと、新しい技術を導入するときは実験データを検証したり、設置する場所の風況調査等をしっかりとすることが重要であることなどが示されました。国の政策の重要課題にも挙げられていますし、来年4月から施行される改正離島振興法にも、離島における再生エネルギーに関する支援の必要性などが書かれており、限られた空間である島でのエネルギーの自前については今後検討する必要があると思われます。

エネルギーの地産地消の理想に向けた取り組みの一步となるのかどうか。議会としても皆さんの意見をうかがいながら研究していきたいと思います。

議会の「取扱説明書」 2

《町議会って何だろう？》



○町としての意思を決定（方向性の判断）

○町民を代表して行政運営をチェックし、企画立案

○異なる意見の集約を図り決定するための合議体

○本会議と各委員会で構成

（提出された議案について、質疑し討論をして採決します。）

（町民の最良の選択になるよう、修正を含めて慎重な判断をします。）



○議会の決定に従い具体的に実行する

○具体的な実行計画を提案

○予算を編成し、提案

○具体的な仕事をするために多くの職員を動かす

小値賀町は2つの組織から成り立っています（二元代表制）。公の政を行うときには、2つの大きな権限があります。決める権限と実施する権限です。決める権限も、実施する権限も一人に集中すると大変な権力を有することになり、民主

主義が大きく阻害される危険性があります。だから、大きな権限を2つに分けているのです。

ですが、この2つには大きな違いがあります。実行する為には船頭がたぐさんでは困りますので、実行する権限は町長1人に与えられています。

しかし、議会は違います。決定するには多くの異なった意見から合意点を導き出す必要があります。

町民の考えは、それぞれ違います。いろいろな観点や立場からの意見が出されてこそ、民主主義と言えるのです。

考え方が違う人たちが大いに議論し一致点を見いだしていく場が必要であり、ある程度の人数が必要になります。これが議会です。

本会議の流れなどはいささか形式的で馴染めないかもしれませんが、

違った意見を最大限に尊重し、かつ一致点を見だして結論を出すための手順を万国共通にしたものが議会の議事の進め方になっています。

議案の提案がなされ、内容を説明し、それについて質疑し、討論を交わして、採決するという手順です。

一旦決まれば、それは町全体の意思となります。議会は決定した責任を担います。

町長はその決定に従い最大限の効果をもたすために、あらゆる手段を講じ執行します。町長は目的達成のための責任を担うわけです。

誰に対しての責任かと言えば、もちろん町民に対して責任を負うわけです。議会も町長も。

よく言われますが、議会は町長の追認機関ではないのです。

今回は「議会の仕事」についてです。

編集後記

早いもので今年も終わろうとしています。

3月定例会後、各地区公民館で、「出前議会」を開催し、本年度の予算の報告と、地域活性化について意見交換を行いました。

藻場の再生こそ本町の将来を左右する課題として藻場再生調査特別委員会を設置。

6月定例会では、初日に夜間議会を開催し、26人が傍聴され、9月定例会でも行政報告、一般質問を夜間に実施して婦人会を中心に17人。

12月定例会では5人の議員が一般質問を行い活発な議会でした。

広報常任委員会では、今後共、議会の動き、活動などを町民の皆様へ、わかりやすく、読みやすい「議会だより」を編集してまいります。良いお年をお迎えください。

伊藤忠之